

運営規定

特別養護老人ホームウォームヴィラ新庄園

(事業目的)

第1条 社会福祉法人晴幸福社会が開設する介護福祉施設ウォームヴィラ新庄園(以下「事業所」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師、准看護師(以下「看護職員」という。)又は介護福祉士(以下「介護福祉施設介護職員」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な施設介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の看護職員及び介護福祉施設介護職員は、要介護状態となった場合においても、その利用者に可能な限り介護福祉施設において、その有する能力に応じ自立した生活を送れるように、入浴、排泄、食事、及びその日常生活全般にわたる援助を行い、QOLの向上を図る。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームウォームヴィラ新庄園
- (2) 所在地 奈良県葛城市平岡 528

(職員の職種、数及び職務内容)

第4条 事業を行う職員の職種及び職種内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、入所者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、従業員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- (3) 看護職員 3名以上
看護職員は、入所者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- (4) 介護職員 35名以上
- (5) 機能訓練指導員(看護職員兼務) 1名以上
機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。
- (6) 医師 1名
医師は、入所者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- (7) 栄養士又は管理栄養士 1名以上
栄養士又は管理栄養士は、給食の献立の作成、入所者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
- (8) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

(入所定員)

第5条 介護福祉施設の定員は、次のとおりとする。

- (1) 定員 104名

(入所者に対する指定介護福祉施設サービス内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 施設介護の内容は次の通りとし、施設介護を提供した場合の利用額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該施設介護が法定代理受領サービスであるときは、その定められた比率の額とする。

- (1) 入浴、排泄、おむつの取替え、衣類の着脱の介護
- (2) 食事の介護

- (3) 相談等の精神的ケア
- (4) 日常生活上の便宜
- (5) 機能回復訓練(機能回復訓練指導員によるもの)
- (6) 健康管理及び療養上の世話
- (7) 施設サービス計画の作成
- (8) 栄養管理
- (9) 口腔衛生の管理

2 その他介護保険対象サービスの内容は次の通りとし、料金は重要事項証明書に記載する。

- (1) 理容、美容
- (2) 事務費
- (3) 食費
- (4) おやつ代及び喫茶メニュー代
- (5) 居住費
- (6) レクリエーション及びクラブ活動費
- (7) 日用品費
- (8) 居住費
- (9) 買い物代行
- (10) 外出支援
- (11) その他のサービスは重要事項説明書に記載する。

(施設利用にあたっての留意事項)

第7条 施設利用にあたっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) 面会時間 10:00～17:00
- (2) 外出 外出するには契約者又は契約者が委任した家族の同伴が必要である。
- (3) 医療機関への受診について 原則として当該職員は同行しない。ただし、必要に応じ利用期間中に身体状況等についての情報は提供するものとする。
- (4) 喫煙・飲酒・喫煙は決められた場所で行う。飲酒は入居者の心身の状況等により断ることがある。
- (5) 迷惑行為等 騒音等の入居者の迷惑になる行為はしてはならない。
- (6) 所持金の管理 原則として預かることはできない。
- (7) 宗教活動・政治活動 施設内での宗教活動、政治活動はしてはならない。
- (8) 動物の飼育 施設内へのペットの持ち込みは禁止とする。
- (9) その他管理上必要な指示に従うこと。

(非常災害対策)

第8条 非常災害対策は次のとおりとする。

- (1) 非常時の対応: 特別養護老人ホームウォームヴィラ新庄園消防計画に基づき、対応を行う。
- (2) 消防との連携: 葛城市消防本部の指導に基づき自衛消防に努める。
- (3) 平常時の訓練: 年2回夜間及び昼間想定避難訓練を実施する。

(緊急時における対応方法)

第9条 介護福祉施設職員は、入居者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医に連絡するとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第10条 虐待の発生又はその再発防止を防止するため、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

（身体拘束等の禁止）

第 11 条 施設はサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入居者の行動を制限する行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

2 施設は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。

- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第 12 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務系損計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（感染症対策）

第 13 条 施設は、施設の設定及び備品等の衛生的な管理に努め、施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を職員に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、職員に対して感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（その他運営についての留意事項）

第 14 条 施設は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対して、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。のた、職員の資質向上のための研修の機会を次の通り設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月
- (2) 継続研修 年 1 回以上

2 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動のうち業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止

する必要な措置を講じるものとする。また、利用者や契約者等からの言動のうち、当該クレーム・限度等の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、職員の就業環境が害されることを防止する措置も講じるものとする。

附則

この規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 13 年 1 月 1 日改正

平成 16 年 10 月 1 日改正

平成 17 年 10 月 1 日改正

平成 25 年 8 月 1 日改正

平成 28 年 2 月 1 日改正

令和 2 年 4 月 1 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正

令和 5 年 7 月 1 日改正 変更後の第 11 条～第 14 条の規定は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

運営規定

ウォームヴィラ新庄園指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護事業所運営規定

(事業目的)

第1条 社会福祉法人晴幸福社会が開設するウォームヴィラ新庄園指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師、准看護師(以下「看護職員」という。)又は介護福祉士等(以下「介護福祉施設介護職員」という。)が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定短期入所生活介護(予防)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の指定短期入所生活介護員(予防)は、要介護状態の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を送れるように、入浴、排泄、食事、及びその日常生活全般にわたる援助を行う。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ウォームヴィラ新庄園短期入所生活介護事業所
- (2) 所在地 奈良県葛城市平岡 528

(職員の職種、数及び職務内容)

第4条 事業を行う職員の職種及び職種内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業員に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 1名
医師は、利用者の健康状況をチェックし、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。
- (3) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、従業員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
- (4) 看護職員、介護職員 6名以上
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。
- (6) 栄養士又は管理栄養士 1名以上
栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

(指定短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第5条 指定短期入所生活介護(予防)の内容は次の通りとし、指定短期入所生活介護(予防)を提供した場合の利用額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護(予防)が法定代理受領サービスであるときは、その定められた比率の額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- (3) 機能訓練
- (4) 健康管理

2 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別なサービスやそれに伴う費用又は、法定代理受領サービスに該当しない次のサービスは実費とする。送迎に要する費用(厚生労働大臣の定める場合を除く)。

(1) 食費 朝食 380 円 昼食 650 円 夕食 570 円 おやつ 150 円

(2) 理容、美容 カット 2,000 円 顔そり 1,000 円 (消費税込み)

(3) 日用品費 250 円 / 1 日

(4) その他

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は、その家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 6 条 施設利用にあたっての留意事項は次のとおりとする。

(1) 利用にあたっては契約書及び身元引受書の提出を必要とする。

(2) 利用中は当法人の規約を遵守する。

(緊急時における対応方法)

第 7 条 短期入所生活介護員等は、指定短期入所生活介護(予防)を実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じなければならない。

(事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、奈良県下全域とする。

(個人情報の保護)

第 9 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報保護規定」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(苦情処理)

第 10 条 管理者は、提供した指定短期入所生活介護(予防)に関する利用者から苦情に対して、迅速にかつ適切に対応するため、窓口を設置し解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者又は家族に説明するものとする。

(非常災害対策)

第 11 条 非常災害対策は次のとおりとする。

(1) 非常時の対応: 特別養護老人ホームウォームヴィラ新庄園消防計画に基づき、対応を行う。

(2) 消防との連携: 葛城市消防本部の指導に基づき自衛消防に努める。

(3) 平常時の訓練: 年 2 回夜間及び昼間想定避難訓練を実施する。

(4) 管理者権限: 上田麻子

(5) 防火管理者: 川本修平

(入所定員)

第 12 条 定員は、次のとおりとする。

(1) 定員 16 名

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 13 条 虐待の発生又はその再発防止を防止するため、以下の措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の禁止)

第 14 条 施設はサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

2 施設は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。

- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務系損計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症対策)

第 16 条 施設は、施設の設定及び備品等の衛生的な管理に努め、施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果を職員に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、職員に対して感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第 17 条 施設は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対して、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。のた、職員の資質向上のための研修の機会を次の通り設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 1 か月

(2) 継続研修 年 1 回以上

2 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動のうち業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止する必要な措置を講じるものとする。また、利用者や契約者等からの言動のうち、当該クレーム・限度等の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、職員の就業環境が害されることを防止する措置も講じるものとする。

附則

この規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 13 年 1 月 1 日改正

平成 16 年 10 月 1 日改正

平成 17 年 10 月 1 日改正

平成 25 年 8 月 1 日改正

平成 28 年 2 月 1 日改正

令和 2 年 4 月 1 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正

令和 5 年 7 月 1 日改正

変更後の第 14 条～第 17 条の規定は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

ウォームヴィラ新庄園運営規程
指定通所介護・第1号通所介護

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人晴幸福社会が開設するウォームヴィラ新庄園(以下「事業所」という。)において実施する指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業による指定第1号通所事業(以下「総合事業」という。)の各事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態、総合事業にあつては事業対象者である利用者に対し、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の実施にあつては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 総合事業の実施にあつては、事業所の生活相談員等は、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあつては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業の運営)

第3条 事業の提供に当たっては、事業所の従業者によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ウォームヴィラ新庄園
- (2) 所在地 奈良県葛城市平岡 528 番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護又は第1号通所事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 通所介護従業者

①生活相談員 1人以上

生活相談員は、事業所に対する事業の利用の申し込みに係る調整、他の従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

②介護職員 5人以上

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。

③機能訓練指導員 1人以上（看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

④看護職員 1人以上（機能訓練指導員と兼務）

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

⑤事務職員 1人以上

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時5分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時までとする。

(事業所の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、35名とする。

(事業の内容)

第8条 事業所で行う事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 食事の提供

(2) 入浴

(3) 日常生活動作の機能訓練

(4) 健康チェック

(5) 送迎

- (6) 日常生活における相談及び助言
- (7) その他日常生活上の援助 など

(利用料等)

第9条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 2 指定第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、葛城市が定める基準によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。
- 3 食事の提供に要する費用については、770円を徴収する。
- 4 おむつ代は150円、パット代は100円を徴収する。
- 5 その他、事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 6 前6項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分したもの)について記載した領収書を交付する。
- 7 事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 8 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、葛城市、御所市、大和高田市、香芝市、橿原市、広陵町の区域とする。

(衛生管理等)

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修

及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は事業の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応の方法)

第13条 従業者は、事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに契約者と主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。

4 事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、介護保険・社会福事業者総合保険の範囲内で損害賠償を行うものとする。

5 契約者は、利用者が事業所の施設、設備についていかなる理由があろうとも利用者により破産・滅失・汚損し補修が必要となった場合、原状回復の費用負担を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第15条 事業所は、事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定通所介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した第1号通所事業に関し、介護保険法第115条の45の7第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓

練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、事業に関する諸記録を整備し、そのサービス提供をした日から最低5年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人晴幸福社会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成16年10月30日改正。

平成12年10月1日改正。

平成20年2月25日改正。

平成25年8月1日改正。

令和1年10月1日改正。

令和5年7月1日改正。